

## 1 放課後子ども総合プランとは

児童館、児童センターや小学校の空き教室等を活用し、留守家庭の児童などが放課後等に安全で安心して過ごせる居場所を確保するとともに、多様な体験・活動の場を提供することを目的に、平成20年度から実施

留守家庭の児童のほか、希望児童（理由にかかわらず、利用を希望する児童）を全ての学校区（54校区）で受け入れることを目標として取組みを継続

(1) 利用対象者 市内小学校の 1年生から6年生

(2) 実施施設数、登録児童の状況

	令和2年度	平成20年度
プラン実施校区	54校区	4校区
実施施設数	90施設	61施設
児童館・センター	39施設	42施設
子どもプラザ（小学校内）	49施設	4施設
児童クラブ	2施設	15施設
登録児童数（a）	8,718人	5,250人
小学校児童数（b）	19,162人	22,418人
登録率（a/b）	45.5%	23.4%

希望児童の受入状況（令和2年度）

留守家庭＋希望児童	40校区
留守家庭＋希望児童の一部	8校区
留守家庭のみ	6校区

※ 児童数は、いずれも5月1日現在

## 2 開館(実施)時間の延長拡大について

### (1) 現在の実施状況

(全90施設)

	開始時間			終了時間		
	7:30	8:00	8:30	18:00	18:30	19:00
登校日	—	—	—	9施設	77施設	4施設
学校休業日	3施設	85施設	2施設	9施設	77施設	4施設

- 開館(実施)時間平成24年度から開館時間の前倒しや閉館時間の延長を実施
- 登校日の18:00以降、学校休業日の8:30以前及び18:00以降、施設ごとに1時間の範囲内で実施時間を設定
- 30分延長施設が大半(夕方19時まで開館している施設は、4施設のみ)
- 延長時間利用登録児童の割合は年々増加傾向 (H24年度 14.2% → R1年度 39.2%)
- 一方、市内保育所の**時間外保育**や幼稚園の**時間外預かり**は**夕方19時までが主流** (市内保育所 72施設中 45施設(62.5%))
- 保育所で時間外保育等を利用していた保護者からは、保育所等と同様に放課後子ども総合プラン事業でも19時まで延長利用の要望

### 市の基本的な取組み方針

放課後子ども総合プランについては、地域の実情や保護者の意向を踏まえて、実施時間の延長に努める。(第二期(R2~6年度)長野市子ども・子育て支援事業計画)

## (2) 1時間延長する施設の拡大に当たっての課題と対応

### 【課題①】 担い手の確保

- 現在も延長時間帯の職員確保さえ厳しい状況の中で、各施設で延長時間の拡大に対応できるよう体制づくりが必要

### 一部施設での1時間延長の「試行」

令和3年4月から実施

試行の中で、職員配置など課題解決に向けた検討を促進

### 【課題②】 利用料金の設定方法

- 現在の利用料の設定(条例)では、施設ごと一律に延長時間を定める仕組み
- 30分延長施設を1時間延長施設に変更した場合、30分のみ利用したい希望者も一律に料金が引き上がり、負担が増加

### 延長利用料の見直し (条例改正)

(現行) 30分延長施設 350円/月  
1時間延長施設 700円/月

「行政サービスの利用者の  
負担に関する基準」

1人30分当たりコスト **2,112円/月**  
(令和元年度決算ベース)

児童館利用者負担割合 **50%**

1人30分当たり **1,056円/月**

施設ごと一律での利用料の設定  
や金額の見直しについて、長野  
市社会福祉審議会に諮問

### 【課題③】 運営コスト(人件費等)の増加

- 利用者へのアンケートでは、希望者が6%程度と通常時間帯より利用が少ないと見込み
- 職員配置基準に沿った体制を確保する必要があることから、児童1人当たりのコストがさらに高くなる可能性
- 職員確保のためには人件費の引上げも必要

## (1) これまでの取組みと課題

### これまでの主な取組み

#### ● 施設整備の促進

- 児童館・児童センター整備
- 児童の生活環境向上のための整備(気象や生活様式の変化に伴うエアコン整備、トイレ洋式化等)

#### ● 放課後子ども総合プラン事業への転換

- 「放課後児童健全育成事業」と「放課後子ども教室」の一体化、長野市版放課後子どもプラン実施
- 小学校の空き教室などの利用拡大
- 受入対象学年を全学年に拡大、市内54小学校区での実施

#### ● 就労以外の理由による児童の利用拡大

- 市内48小学校区での受入れ(公設88施設のうち68施設)
- 全校区実施への取組みを継続

#### ● 開館(実施)時間の延長 (H24年度~)

- 朝、夕方の30分または1時間の延長

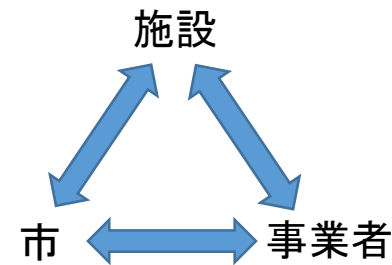
### 取組みが必要な課題

#### 個々の児童の学びや支援の見直し

- ✓ 家庭・小学校との連携充実、GIGAスクール構想など新たな学び方への対応や多様な体験・学びの提供、大学機関等との連携・協力関係の構築
- ✓ 特に配慮を要する児童の理解、個々の児童に応じた(適した)きめ細やかな支援、専門知識の向上

#### 事業運営体制の見直し

- ✓ 利用申込みの管理や新型コロナウイルス対策、施設管理など、日常の様々な場面で市と施設の密接な連絡や相互連携が必要



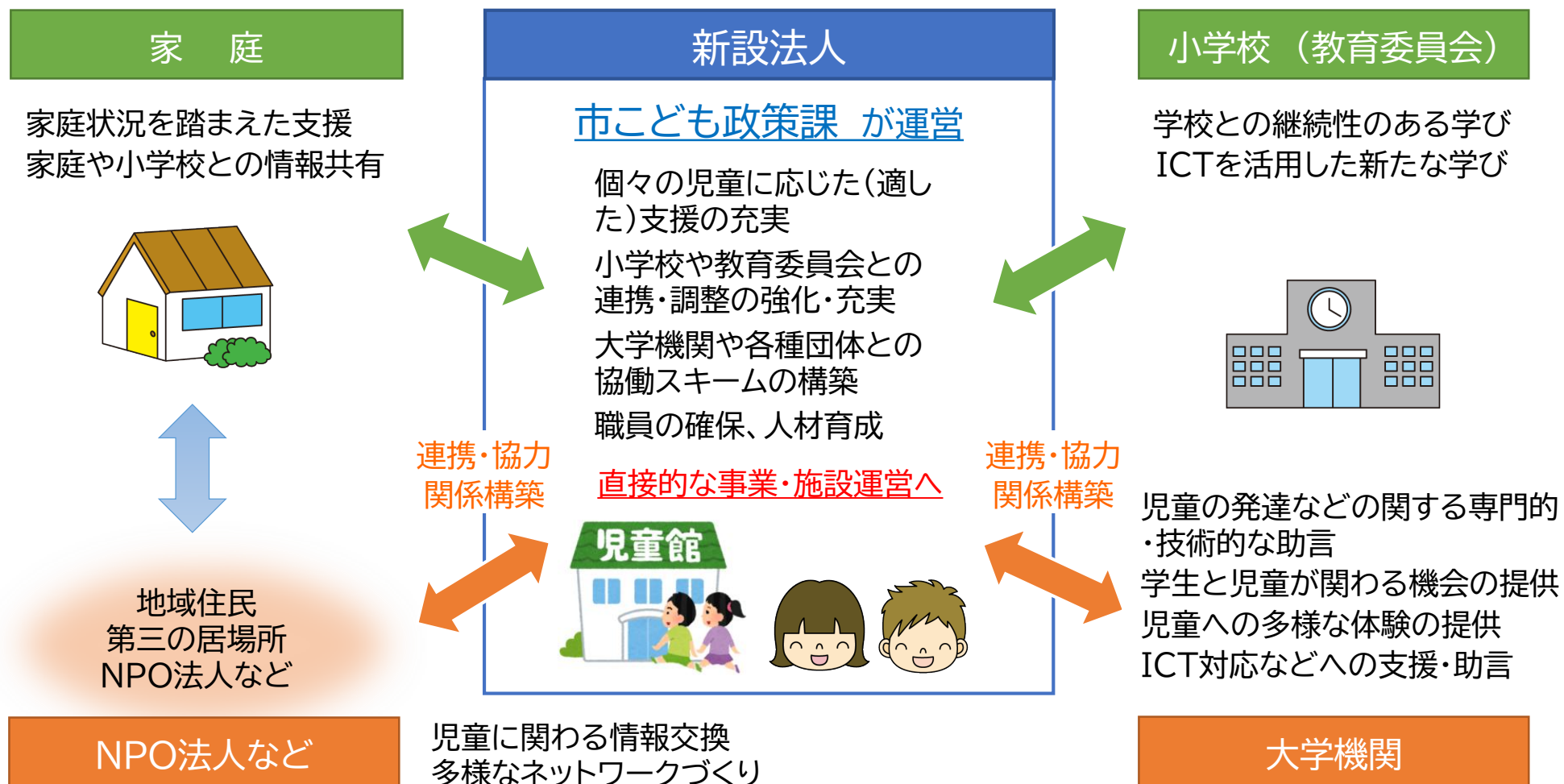
- ✓ 施設、受託事業者と市の三者での調整が必要なため、事業実施のための調整や指示が間接的になることによる事業運営の難しさ

様々な課題に対応しつつ、サービス向上を図るよう、より市が密接に関わる事業実施体制が必要

## (2) 新法人の設置による課題解決に向けた取組(案)

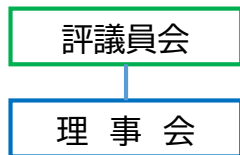
- 大学機関からの協力を得て、児童に応じた(適した)支援に対応する専門性を持った職員を育成
- 多様な体験やICTを活用した学習などの新しい取組みに対応できる体制を構築
- 児童を取り巻く多様な団体や担い手との連携・協力を図るためにネットワークを構築 など

事業実施にかかわる様々な課題解決を促進するための新法人を設立



### (3) 新法人組織の方向性及び指定管理者制度の見直し(案)

#### 新法人の組織構成員の方向性



- 長野市 長野市教育委員会・校長会
- 長野市PTA連合会
- 住民自治協議会
- 大学機関(信州大学、長野県立大学、清泉女学院大学、長野医療福祉大学)
- 子育て支援団体(NPO等)
- 文化芸術団体、スポーツ関係団体
- 社会保険労務士
- 弁護士

上記を基本としながら役員構成等を検討・調整

法人事務局

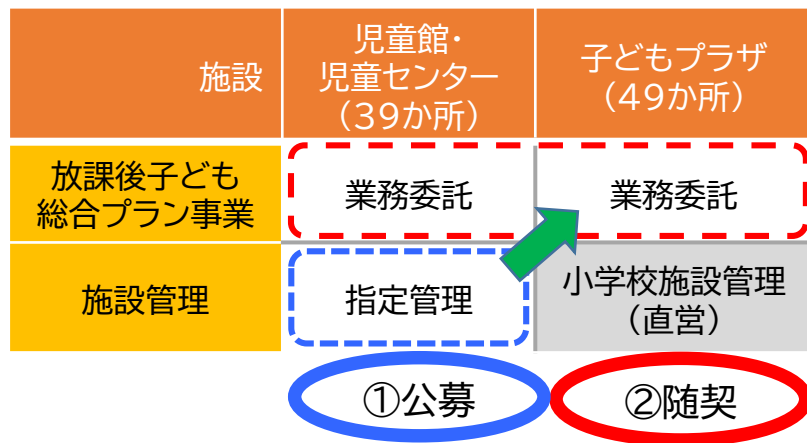
#### 市こども政策課

- 市・法人の二重構造とならないよう、こども政策課との一体的な組織を検討
- 市職員として法人業務に従事する場合は、必要な措置を実施(職務専念義務免除)

大学機関などとの新たな協力・連携関係の構築、サービス向上を図れる事業実施体制を念頭に、法人組織の構成を検討

#### 指定管理者制度の見直し

##### 指定管理者とプラン事業業務委託の関係



- ①児童館・児童センターの指定管理者を公募で選定
- ②指定管理者として選定された事業者は、その施設と同一校区内の子どもプラザでの放課後子ども総合プラン事業を随意契約により委託

事業費のウェイトが小さい指定管理者に選定されることで、ウェイトの大きい事業を随契で委託する仕組みは合理的でない

新法人設立に合わせ、指定管理者制度の適用方法の非公募への変更を検討

時 期	開館(実施)時間延長	新法人設立
令和2年 10月	○ 政策会議 (実施方法等協議)	○ 政策会議 (新法人設立を協議)
令和3年 1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 部長会議 (実施方法を決定)</li> <li>○ 政策説明会</li> <li>○ 社会福祉審議会への諮問 (延長利用料の見直し)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 部長会議 (新法人の設立を方針決定)</li> <li>○ 政策説明会</li> </ul>
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設での試行開始</li> </ul> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">↓</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設での本格実施</li> </ul> <p>○ 社会福祉審議会からの答申 ○ 答申を踏まえた条例改正等</p> <p>【改正時期は審議会の答申内容により判断】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設立の準備開始 関係団体との調整</li> </ul> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">↓</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>新法人の具体案の決定</li> </ul> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">↓</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 設立準備会設置, 予算措置</li> <li>○ 新法人設立(設立理事会・評議員会)</li> </ul>
令和4年 4月		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新法人への業務引継</li> <li>○ 指定管理者関係手続</li> </ul>
令和5年 4月		○ 新法人での事業開始